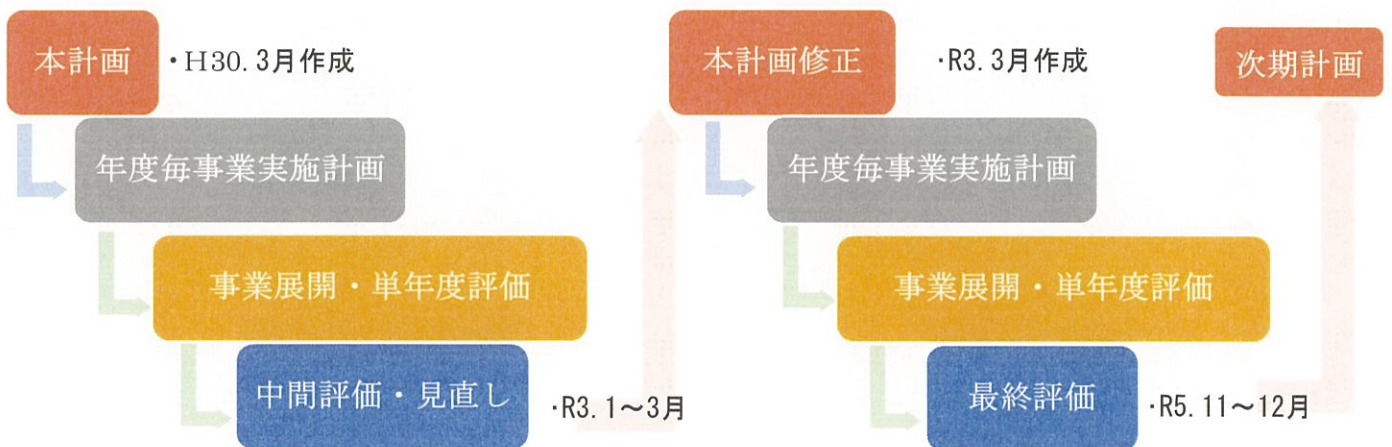


第7章 進行管理

単年度の保健事業実施計画書では、目的、目標、目標値、評価指標、実施内容等を記載し、本計画に沿った事業を実施していきます。数値目標については、達成状況及びその経年変化の推移について把握し、保健事業展開時の保健師等の気づきや住民の声をキャッチした内容についても単年度毎の保健事業実施計画書にてP D C Aサイクルに沿った評価を実施し、次年度に反映させ充実を図ります。

また、国保データベース（K D B）システムにて定期的に各種データを確認し、経年比較を行うとともに計画の中間年度にあたる令和2年度に計画の評価及び見直しを実施し、計画の最終年度にあたる令和5年度に最終評価を行います。

令和5年度末の評価時には、P D C Aサイクルに沿った評価を実施し、次期計画に反映させます。





第8章 計画の公表

本計画の公表の目的は、主に被保険者に、保険者としての計画期間中の取組み方針を示し、趣旨を理解のうえ、積極的な協力を得ることにあります。

このことに基づき、広報誌、町ホームページ等で公表し、計画の周知を図ります。



第9章 個人情報の確保

この個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び秩父別町個人情報保護条例等を遵守するものとします。個人情報の取り扱いについては、対象者の利益を最大限に保証するため個人情報の保護に十分に配慮しつつ、効果的・効率的な保健事業を実施する立場から、収集された個人情報を有効に利用します。

特定健診・特定保健指導に係るデータ管理については、健診等実施機関から提出されたデータを代行機関である北海道国保連合会が管理・保管し、原則として最低5年間保管します。